

横井埋立処分場埋立処分業務委託仕様書

本仕様書は鹿児島市（以下「発注者」という。）が発注する横井埋立処分場埋立処分業務委託の履行について必要な事項を定めるものである。

受託者（以下「受注者」という。）は、横井埋立処分場埋立処分業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び本仕様書並びにその他関係書類等に基づき、信義を重んじ、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

（業務の内容）

第1条 業務の主な内容は鹿児島市横井埋立処分場（以下「処分場」という。）等における次のとおりとする。

（1）不燃ごみの埋立及び覆土に関する業務

- ① 処分場に搬入された不燃ごみの集積、破砕、押し上げ、敷き均し、転圧作業
- ② 埋立時の即日覆土及び中間覆土の敷き均し、転圧、整地作業
- ③ 覆土材の掘削、積み込み及び運搬作業

（2）散水に関する業務

- ① 処分場及び周辺道路の粉じん飛散防止のための散水
- ② その他必要と認められる部分の散水
- ③ 処分場内指定場所からの水の汲み上げ

（3）処分場内の維持に関する業務

- ① 埋立進捗に応じた表流水排水路等の維持作業
- ② 埋立進捗に応じた搬入道路等の維持作業

（4）その他

- ① 前各号に関する付随する一切の業務

2 業務内容の詳細については、別に定める横井埋立処分場埋立処分業務委託特記仕様書によるものとする。

3 受注者は、発注者が定める業務日報等を作成し、発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、第1項に定める業務の履行に当たっては、搬入された不燃ごみを原則として当日中に処理するものとする。

（業務日及び業務時間）

第2条 前条第1項の業務日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までは休業日とする。

2 業務時間は8時30分から17時30分までとし、受注者は、この時間内において、計1時間の休憩時間を設けるものとする。

3 前2項にかかわらず、受注者は、業務の処理状況に応じ、業務日又は業務時間外に必要な業務を行うことができる。ただし、事前に発注者の承認を得ること。

(業務の履行)

第3条 受注者は、処分場の構造、機能及びその周辺の状況を熟知し、浸出水や表流水を含めた業務全般を理解するとともに、業務の履行にあたって常に創意工夫し、処分場全体に対する問題意識を持ってこれにあたるものとする。

(資材の準備)

第4条 受注者は、業務の履行にあたり、必要とされる業務用機材及び安全保護具等を自ら準備すること。

2 業務の履行にあたり、受注者が準備する車両は次のとおりとする。

名 称	規格仕様等	台 数	期 間
ブルドーザ	車両質量20トン以上、 普通・排出ガス対策型	1台	通年
ホイールローダ	標準バケット容量(山積)1.3m ³ 以上 普通・排出ガス対策型	1台	通年
バックホウ	法面バケット(容量0.7m ³ 以上)、 排出ガス対策型、低騒音型	1台	通年
散水車	4トン	1台	通年
ダンプトラック	10トン	1台	年60日以上

(使用管理させる土地)

第5条 受注者が業務を履行するに当たって、発注者が指定する場所に現場事務所(休憩施設を含む。)を設けること。受注者は、善良なる管理者の注意をもって環境美化に努め、土地を使用管理しなければならない。

(従事者の配置)

第6条 受注者は、当該業務を的確に履行するために必要な従事者を配置することとし、配置にあたっては第4条第2項に定める使用車両の運転に必要な資格を有する者で当該車両の運転に係る実務経験3年以上のものを2人以上配置すること。

2 前1項の運転手は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条第9号の作業(地山の掘削作業)に係る地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証及び車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証をいずれも有している者であること。

(責任者の選任)

第7条 受注者は、当該業務を的確に遂行するために前条の従事者の中から、責任者を定めること。

2 受注者は、責任者の選任にあたっては、氏名その他の必要事項を書面により発注者に提出すること。変更するときは発注者の承諾を得て同様に提出すること。

3 責任者は、現場に常駐し、発注者との連絡・調整・協議、その他の従事者の指揮・監督を行うとともに、技術の向上及び事故防止に努めること。

4 責任者は、契約書、本仕様書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

5 責任者は、常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(安全管理)

第8条 受注者は、業務の実施にあたり労働安全衛生法等関係法令の基準に従い、安全の確保に十分留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に報告すること。

2 受注者は、労働安全衛生教育の重要性を認識し、業務の従事者に対して、業務の安全に関し、必要な知識及び技能に関する教育を行い、適切な業務が行えるよう努めなければならない。

3 受注者は、業務の従事者に対して、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

(燃料)

第9条 車両等の燃料について給油手配はすべて受注者が行うこと。

(免税軽油の使用)

第10条 第4条第2項に定めるブルドーザ（以下これを「ブルドーザ」という。）の燃料は、免税軽油を使用するものとする。これによらない場合は、発注者及び受注者で協議を行うものとする。

(給油の発注及び報告)

第11条 第9条の規定により受注者が行うブルドーザの燃料の給油の手配については、あらかじめ発注者と日程を調整して、給油を行う日の前日までに、発注者が指定する給油取扱業者に行うものとする。

2 受注者は、ブルドーザの燃料の給油の手配を行ったときは、当該手配の内容について発注者に報告するものとする。

(給油の手続)

第12条 発注者は、前条第2項の規定により受注者から報告を受けたときは、燃料の給油に必要な手続を行うものとする。

2 ブルドーザの燃料の給油には、必ず発注者と受注者とが立会うものとする。

3 発注者は、ブルドーザの燃料の給油を確認したときは、給油取扱業者に給油券を交付するとともに、当該給油取扱業者が交付した納品書を保管するものとする。

(燃料給油量等の報告)

第13条 受注者は、ブルドーザの燃料の残量及び給油量、稼働時間等の運行状況について、発注者が準備する帳票に記録し、発注者に（毎月）報告するものとする。

(経費の負担等)

第14条 受注者の業務の履行に関し、発注者が負担する経費は、ブルドーザに係る燃料費と

する。

2 受注者が、業務の履行に関し負担する経費は、前項に規定する発注者が負担する経費を除く一切のものとする。

(報告義務)

第15条 受注者は、業務の履行に関して事故が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるとき、又は第三者に損害を与えたとき、若しくは与えるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、発注者に報告するものとする。

2 受注者は、業務の履行に関して処分場に係る設備に故障を生じたと認めたときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

(賠償責任保険)

第16条 受注者は、契約書に基づき、賠償責任保険に加入するものとする。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その保険証券等を直ちに発注者に提示し、その写しを提出しなければならない。

(労働環境の確認)

第17条 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。

2 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

3 発注者は、前項の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

(資料提出)

第18条 受注者は、契約締結後業務開始前までに次の書類を発注者に提出し、変更を生じたときは、その都度速やかに報告しなければならない。

(1) 従事者名簿

(2) 従事者及び車両の配置計画書

(3) 有資格者等名簿（資格名、資格取得年月日等記載のこと。資格取得等が確認できるもの等の写しを添付すること。）

(4) 緊急時連絡体制表、安全衛生管理体制表

(5) 就業規則（写し）

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条による時間外労働に関する協定書（写し）

(7) 社会保険加入証明書

(8) 労働環境に係る調査票（様式あり）

(9) その他発注者が必要と認める書類

2 前項の第1号及び第3号については、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
(委託料の変更)

第19条 稼働日数、稼働時間数及び処理量によってその額を原則増減しないものとする。

2 重大な影響を与える法令、基準及び災害等により発注者がやむを得ない事情があると認められた場合は、発注者と受注者で協議して定める。

(契約完了後の措置)

第20条 受注者は、委託契約期間が終了した場合は、処分場に係る設備について、発注者の確認のもと、速やかに原形に復して返還しなければならない。ただし、原形に復することが不可能な場合は、発注者と受注者で協議して定める。

(その他)

第21条 この仕様書に定めのない事項であっても本業務に必要と認められる事項は、良識ある判断に基づき行わなければならない。

2 受注者は発注者が業務に係る資料の提出を要求した場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(疑義等)

第22条 本仕様書に疑義が生じた場合並びに本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。